

## 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

### 項目・申請方法等検討部会（第15回）

#### 議事要旨

1 開催日時：令和7年10月29日（水）14：00～16：00

2 開催場所：WEB会議

#### 3 議題

- ・第14回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査申請に係る申請項目・必要書類の共通化の方針について
- ・建設工事等の入札参加資格審査申請の申請方法の共通化の対応方針について

#### 4 議事概要

- ・事務局から資料1に沿って、第14回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査申請に係る申請項目・必要書類の共通化の方針について説明。その後、構成員と意見交換を実施。
- ・事務局から資料2に沿って、意見照会を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査申請の申請方法の共通化の対応方針を説明。その後、構成員と意見交換を実施。

#### 【意見交換】

○構成員 ●総務省

➤ 総合評定値通知書の有効期間の取り扱いについて

○ 資料1P3に記載されている総合評定値通知書の有効期間の取扱いによって、提出を求める評定値が1つに特定されると理解しているが、最新の評定値が決定していない事業者については、1つ前の年度の評定値を基に審査を行うことになるのか。例えば、8月決算の法人の場合、本基準では、評定値が確定する前に申請期間が終了してしまう可能性があると考えられるが、この点についてどのような対応をお考えか。

● ご認識のとおり、決算期によっては最新の評定値がまだ出していない事業者も存在すると考えられるが、この場合は1つ前の年度の評定値を提出いただき、申請時には当該年度の評定値を審査する運用となると考えている。

○ 本件について、「最新の評定値がない場合、1つ前の年度の評定値を用いる」旨を、よ

り正確に記載いただきたい。

- 建設事業者は決算期が5月または6月の事業者が多く、当県では例年10月頃に経営事項審査を受け、12月頃に総合評価値通知書が発行される事業者が多い。このような場合、資料1P3の3月末決算事業者の場合のスケジュールに基づく、多くの事業者が古い経審情報に基づいて審査を受けることになる。この点について、建設事業者の決算時期を確認いただきスケジュールに考慮いただき、そのうえで申請の時期やその後の審査に要する期間について、明確にお示しいただきたい。

➤ 業種の設定状況について（建設工事）

- 小分類は、可能な範囲で共通化し、共通化が困難な業種は発注時の工夫に委ねることとするなど、システム上の業種は割り切った設定が必要と考えている。業種数が過度に増加すると、申請者側及びシステム運用面での負担が大きくなるため、業種数は抑制の方向で検討する必要があると考える。
- 業種を共通化した場合、各自治体において制度変更が生じ得ること、また、各地域の経済団体等との調整が生じ得る場合もあることから、これらを想定したスケジュール設定をしていただければと思う。
- 資料1P8に示された建設工事の共通業種の方向性について、申請項目を29業種に設定する方針と認識しているが、各自治体が29業種をさらに細分化し、独自に資格区分を設けることを認める方向で整理するのか。あるいは、認めない方向で整理するのかご教示いただきたい。
- 建設業法の趣旨に照らせば、建設工事に係る29業種区分は、実態に即して設定されており、29区分単位で判断を行うことが求められていると考えている。また、独自の業種を認める場合、事業者の負担増加が考えられることから、29業種を前提とした対応をお願いしたいと考えているところ、共通システムにおいては29業種の設定としたいと考えている。
- 資料1P8の独自の業種を共通システム上で設定できるようにした場合の課題に「各自治体で独自に業種設定ができるようになると、複数申請する事業所にとっては、事務負担の軽減効果が小さくなる」ことを挙げているが、実際、全自治体に申請する事業者は少なく、事業者の多くはそれほど多数の自治体に申請しないのではないかと感じる。この点、事業者の事務負担の軽減を過度に評価していると思うが、どのようにお考えか。

- 全ての自治体に事業者が登録するのは現実的ではないという状況は理解している。一方で、独自の業種を共通システムで設定できるようにした場合、申請者及び審査側双方の事務負担の軽減効果だけでなく、システムが保有するデータ量の増加に伴う相当な経費負担や、費用対効果の観点から、現実性がどこまで確保できるのかという課題があると考えている。可能な限り各自治体の実情を踏まえた対応を検討しているものの、独自業種の設定までをシステムで実現することは現時点では困難と判断し、このような対応方針としている。
  - 一定程度業種を統一しなければ、審査の負担が大きくなることが想定される。業種の共通化は、システム面や申請者の負担軽減だけでなく、審査側の負担軽減にも大きく影響する要素であると考えている。
  - 独自業種を設定すると共同審査における確認項目が増えるとの意見があったが、共通項目である建設業許可の29業種については共同審査にて経営事項審査を受審しているのみ確認し、その他の審査項目は独自申請項目として設定し、各自治体が独自の主観点や業種を審査する体制を構築することで、共同審査における負担増加の課題は、解消できると考えられる。
  - 共通システムにて独自申請項目を設定するという1つの方法としての御意見と受け止めた。なお、独自業種の登録を設定した場合、事業者は希望する自治体ごとに追加で申請をする作業が増加する可能性があり、事業者側の負担が増加することも想定される。このため、現時点では、29業種に統一する方針で整理させていただいている。
- 業種の設定状況について（測量・建設コンサルタント等）
- 資料1 P11にて「大分類の5業種以外のその他については役務の資格として整理することが考えられるか」としているところ、仮に測量・建設コンサルタント等の一部を役務の資格とするのであれば、昨年度の物品・役務等の検討における議論において設定した役務の営業種目について、追加で増えるということか。
  - 今回の照会において測量・建設コンサルタント等の業種に追加すべきという意見があった項目の多くは、昨年度に役務として検討された種目に含まれているものであった。今年度の検討において、改めて照会を行い、それでもなお、「役務でも構わないので追加してほしい」との要望があれば、昨年度の役務の種目を更新していくことになる。
  - そうすると、役務と建設コンサルタント等の審査を異なる部署にて行っている場合、

各種目の審査に必要となる審査項目や添付書類を、当該種目の審査部署ではない部署にて確認、審査することになると考えるが、如何か。

- 共通システムについては、各審査部署から同システムにおけるデータを確認できる形を検討しており、審査部署が異なっている場合において、御懸念の問題は生じないと考えられる。物品・役務等と建設コンサルタント等の審査を異なる部署にて行っている場合、どの部署がどのように審査するかについては、各団体においてご対応いただくことを想定している。
- 本団体の物品・役務調達システムにおいては、役務の審査に当たり経営事項審査情報を必要としない運用としているが、役務の種目に測量・建設コンサルタント等の種目が追加された場合、経審情報の取得や審査が必要となることもあり得るか。
- 現状、測量・建設コンサルタント等として整理されているものについては、経営事項審査情報の提出を必要としていないため、これらが新たに役務の資格となることで、役務の審査項目に経審情報が追加されることはないと考えている。
- 仮に、新たに役務の資格として整理するものがある場合は、事前に物品・役務等の担当部署に、追加種目が生じ得ることについて課題等ないか確認していただきたい。
- 測量・建設コンサルタントの業種について、地方自治体の共通化の案と国で業種区分の体系にギャップが生じることについて、整合性を図るため検討が必要ではないかと思う。
- 経営事項審査にかかるシステム仕様について
- 該当の経営事項審査データがない場合、申請を受け付けられないような制御をかけるとよいのではないか。
- 資格の有効期間について
- 資料２Ｐ２＜有効期間の回答状況＞によると、物品・役務等の有効期間を３年としている都道府県が７割を超えている状況で、これを２年とする場合、多くの都道府県において事務負担の増加が生じうる。
- 建設工事の有効期間を３年とするものの課題として、事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じることや、格付の機会が減少するのではないかといった御意見があるが、追加申請や随時申請にて再審査の機会を設けることで、格付けの機会の減少等の事業者

のデメリットは解消されると考えられる。

- 物品・役務等の有効期限は昨年度の検討会で３年と取りまとめられており、これを２年とすることについて、あらかじめ物品・役務等の担当に対し、２年とすることについて意見等を確認すべきではないか。
- 有資格者名簿は、共通システムを通じて最終的に各自治体が審査を行い、作成していくものであるため、共通システムにおいて全団体で有効期間を統一する必要性はあまり高くないと思うが、どのようにお考えか。
- 事業者の視点からも有効期間のわかりやすさが必要と考えている。また、入札参加資格審査においては、最新の経営状況を確認することが本来のポイントと捉えているところ、有効期間を３年として、随時申請や追加申請を行うことで、経営状況の確認を担保するという方法については、対応が困難な自治体があることも考えられ、全体の最適を考えると、２年として経営状況把握の機会を担保することが望ましいと考えている。
- これまでの事務運用とは一線を画すような考え方になるが、共通システムがデータ連携により常に最新のデータベースを備えたシステムになった場合、有効期間の概念はなくなり、最終的に各自治体の判断で任意の時期にデータを引っ張ってくることができるのではないかと。そういったことも視野に入れて効率化を考えられないか。
- 共通化を行うためには一定の痛みを伴うものと思っており、本取組の目的である地方公共団体・事業者双方の事務の簡便化につながる方向性であれば賛成する。
- 有効期間の変更が生じる場合、昨年度の検討会にて事業者・自治体の事務負担を考慮し、物品・役務等の有効期間を３年としたところ、議論が後退してしまうのではないかと。有効期間を各自治体の判断とする新しい観点については、今後の議論の余地になると思う。

➤ その他の意見について

- 資料２Ｐ２０の申請に関する意見のとおり、定期申請のみの団体、定期＋随時の団体、定期＋追加の団体が存在し、申請のタイミングも自由となると、共通化の効果が薄れてしまうのではないかと。現段階の議論にて、申請方法を統一するか否かについて早急に決める必要があると考える。
- 随時申請及び追加申請については、定期申請を補完する仕組みであることからすると、定期申請で受け付けられなかった、申請をしなかった自治体に対し、追加で申請しよう

とする意思があれば、随時申請または追加申請により対応することとなる。定期申請の申請期間がそろっていれば、随時、追加の申請期間が各自治体で異なっているとしても、事業者の負担は軽減され、最低限の共通化効果は確保されるのではないかと考えている。ただし、それ以上に、追加申請と随時申請に異なる意味があり、その結果として大きな負担が生じる場合には、お考えをご教示いただきたい。

- 事業者にとって、各自治体で異なるルールや規程を読み込む作業が大きな負担となるのではないか。